

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	学校保健安全法による学校病医療費援助事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松江市教育委員会は、学校保健安全法による学校病医療費援助事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

松江市教育委員会

公表日

令和1年6月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	学校保健安全法による学校病医療費援助事務
②事務の概要	要保護・準要保護の認定者のうち、学校保健安全法24条の政令で定める疾病(学校病)にかかる治療費の援助を行う。(治療費については、市が直接医療機関へ支払う)
③システムの名称	番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー、学校病医療費助成システム(学校病医療費助成対象者は就学援助システムを利用しないで、エクセル管理している。)
2. 特定個人情報ファイル名	
学校病医療費助成情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)別表第一 27項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定めるための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年 内閣府・総務省令第5号)第23条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第四欄(特定個人情報)に「学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報」が含まれる項 26, 87の項 (別表第二における情報照会の根拠) 38の項 「市町村長」より「住民票関係情報」の情報照会が可能と定められている。
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	松江市教育委員会学校教育課
②所属長の役職名	学校教育課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	松江市 総務部総務課 〒690-0876 島根県松江市末次町86番地 TEL0852-55-5555(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	松江市 政策部情報政策課 〒690-0876 島根県松江市末次町86番地 TEL0852-55-5555(代表)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年6月25日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年6月25日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

